

仕 様 書

「闇バイト」に対する防犯啓発動画の制作業務を委託する。

1 件名

「闇バイト」をテーマとした防犯啓発動画の制作

2 概要

本市と京都府警察との協定下「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」に基づく、防犯施策の一環として、昨今、社会的な問題にもなった「闇バイト」に対する広報啓発活動を行うことを急務としていることから、広く市民、特には大學生等の若者に対し、「闇バイトに応募しない」旨を啓発周知させるため、下記仕様の防犯動画の動画制作業務を委託する。

なお、動画制作に当たって、京都市に縁がある著名人を起用・出演させるものとする。

3 コンセプト

「闇バイト」へ安易に応募してしまうことの危険性に関わることで起こりうる末路と万が一にも応募してしまった場合でも保護してもらえる選択肢があることを周知させるような内容であること。まずは関心を持ってもらい、最終的に動画を見た視聴者が「闇バイトは怖い」「絶対に応募しない」と印象づける構成とすること。

4 業務内容

受託者は業務の目的及びコンセプト等を十分理解し、下記の項目を遵守の上で動画制作を行うものとし、制作にかかる全ての業務を請け負うものとする。

(1) 企画・構成

動画についてはプロポーザルでの提案内容を基に、事前に本市並びに京都府警察と協議を行った上で、内容を決定する。ターゲットとなる年齢層については、いわゆるZ世代と言われる10代後半から20代とし、同年代の興味関心を惹く内容とすること。

京都市に縁のある人物を出演させること。

基本的には実写での動画とするが、一部アニメーション等を用いることは可とする。

構成については15秒以上2分以内のものとして、短時間でもコンセプトが伝わる内容とすること。

他、字幕と動画の最終場面には本市が指定するロゴや文言等を入れることとする。

(2) 撮影

企画構成に基づき、動画の制作に必要な映像の撮影を行う。

撮影箇所等の指定は無いが、撮影の経過等、情報の共有を求める場合がある。

次の内容は委託業務に含むものとする。

① 資料・素材の収集

② 肖像権や著作権について必要な手続き

撮影、編集はもとより、納品後の加工、放映（YouTube 等 SNS へのアップ、テレビ局等への提供・貸与を含む。）に当たり、肖像権等にかかる新たな費用を発生させないための事前処理を含む。

③ 出演者、協力者、撮影地への交渉、許可

④ 使用料、出演料、交通費、謝礼等撮影に必要な費用の負担

なお、受託者は特別の事情がある場合を除き、撮影現場への委託者並びに京都府警察の立ち会いを拒むことはできない。

(3) 制作本数及び再生時間

本テーマに関する動画 2 本（ショートバージョン 1 本・ロングバージョン 1 本）

(4) 成果物の納品

受託者は以下の形式により成果物を納品することとする。

① プレイヤー再生用 DVD 2 枚 ※コピーガード処理を施さないこと

② プレイヤー再生用 Blu-ray 2 枚 ※コピーガード処理を施さないこと

③ 写真及び動画データ一式

※YouTube を始め、各種 SNS で再生可能な形式（WMV、MP4、MOV）

④ 動画の製作に使用した写真や動画保存した DVD 1 枚

※コピーガード処理を施さないこと

(5) 成果品の不備

本業務終了後、受託者の瑕疵による成果品に不備が発見された場合は本市と協議の上、受託者の責任において速やかに補足、修正を行うものとする。

5 データの保護・著作権について

(1) 秘密保持

受託者は、本業務の実施に当たり、知り得た機密に属する情報、また本市が提供する資料・データ類及び受託業務の内容について、業務を担当する部門以外の第三者に漏らしてはならない。委託業務終了後も同様とする。

(2) 第三者提供の禁止

受託者は、本市が事前に承諾した場合を除き、この契約の履行に伴い知り得た内容を第三者に提供してはならない。

(3) 複写・複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、本市から提供された資料等を本市の許諾なく複写または複製してはならない。

(4) 事故発生時における報告業務

受託者は、業務に関連する事故が発生した場合には、直ちにその報告と対応措置などを本市に報告し、措置後の詳細な経過及び結果報告を文書により行うこと。

(5) 記録媒体上の情報の消去

受託者は、受託業務遂行のために、受託者が保有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体）上に、個人情報及び機密に属する情報等を記録した場合は、業務完了時に全て消去すること。また、契約解除の場合においては、速やかに消去すること。

(6) 著作権の帰属

成果物にかかる一切の権利は本市に帰属する。

(7) 紛争の処理

映像、出演者、音楽等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理に関する紛争が生じた場合には受託者の責任において対応し、市は責任を負わない。

6 納期限

令和7年10月24日（金）

7 その他

定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、本市と受託者の協議により、その解決を図る。